明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一六二）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**五五九）　二
○重要無形文化財の保持者の認定が解除された件（**文部科学**一五三）　二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三八二）　三
○農薬を登録した件（**農林水産**二一七七、二一七八）　六
○農薬を再登録した件（**同**二一七九）　六
○農薬の登録が失効した件（**同**二一八〇）　六
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**二一八一）　八
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**同**二一八二）　八
○平成十二年運輸省告示第二百四十七号の一部を改正する件（**国土交通**一一六一）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**一〇〇）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一五八）　八

〔国会事項〕

内閣　防衛省　最高裁判所　九

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

〔公　告〕

諸事項　一二

官庁

農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二第一項の届出関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（長野労働局最低賃金公示三、大阪同五、兵庫同六、七）　一二

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　一二

省　令

○厚生労働省令第百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条第一項第二十一号及び第二百七条並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の四第一項第四十三号及び第百一条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「及び次条第一項第二号」を「、次条第一項第二号及び第百五十九条の十第一項第二号」に改める。

第百五十八条の三に次の一号を加える。

四十　第百五十九条の十第一項及び第二項の規定による公表

第百五十九条の九の次に次の一条を加える。

（事業所の適用情報等の公表）

第百五十九条の十　厚生労働大臣は、第十九条の規定による届書を提出した事業主及び法第三十一条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項（第二十三条の二若しくは第三十条の規定による届出又は第二十三条の三第一項の規定による申出があったときは、当該各号に掲げる事項であって、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一　名称及び所在地

二　特定適用事業所であるか否かの別

三　当該事業所に係る機構の業務を分掌する年金事務所

四　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号